

坂戸市告示第 9 0 号

坂戸市認知症カフェ事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 3 0 年 3 月 2 2 日

坂戸市長 石 川 清

坂戸市認知症カフェ事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 4 5 第 2 項第 6 号に規定する事業のうち、認知症カフェ（認知症（同法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である者及びその家族を支えるつながりを支援し、並びに認知症である者の家族の介護に係る負担の軽減等を図るために認知症である者、その家族、地域住民、専門職等がカフェ等の形態で情報交換等を行う取組をいう。以下同じ。）を開催する事業（以下「認知症カフェ事業」という。）を行う者に対して補助金を交付することにより、認知症である者及びその家族に対する支援体制の構築を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件を満たす団体又は個人とする。

- (1) 団体の構成員又は個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は坂戸市暴力団排除条例（平成 2 4 年坂戸市条例第 2 9 号）第 3 条第 2 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (2) この要綱による補助金と同種の他の補助金等の交付を受けていない者であること。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、認知症カフェ事業であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内で行う認知症カフェ事業であること。
- (2) 認知症に係る医療・介護の専門職、市及び介護保険法第 1 1 5 条の 4 6 第 1 項に規定する地域包括支援センターその他の者が開催する認知症サポーター養成講座の受講者等であって、認知症に関する知識を有するものを 1 名以上配置する認知症カフェ事業であること。
- (3) 第 5 条に規定する期間に月に 1 回以上かつ 3 か月以上継続して開催す

る認知症カフェ事業であること。

(4) 政治活動又は宗教活動を目的としない認知症カフェ事業であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、補助対象事業の実施に要する経費のうち市長が必要と認める次に掲げる経費とする。

- (1) 事務用品、看板等の物品購入に要する経費
- (2) チラシ、ポスター等の作成に要する経費
- (3) 講演会等の開催に係る外部講師等への謝金
- (4) 認知症カフェの開催に係る会場、設備及び機材の使用料等
- (5) 認知症カフェに係る通知等に要する郵送料
- (6) ボランティア活動保険等の保険料

2 認知症カフェ事業を実施する者が補助対象事業の実施により収入を得た場合は、前項各号に掲げる経費の額から当該収入の額を減じて得た額を補助対象経費とする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、5万円を限度とする。

2 補助金の交付は、同一の補助対象事業につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、坂戸市認知症カフェ事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 構成員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、坂戸市認知症カフェ事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通

知するものとする。

（完了報告）

第 9 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、速やかに坂戸市認知症カフェ事業完了報告書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）事業報告書

（2）収支決算書及び領収書の写し

（3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 10 条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、速やかにその内容を確認し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、坂戸市認知症カフェ事業補助金確定通知書（様式第 4 号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 11 条 前条の規定による補助金確定通知を受けた交付決定者は、速やかに坂戸市認知症カフェ事業補助金交付請求書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第 12 条 市長は、交付決定者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金については、その全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

坂戸市認知症カフェ事業補助金交付申請書

年 月 日

坂戸市長 あて

申請者 住 所

氏 名

電話番号

（ 団体にあっては、団体の名称
並びに代表者の住所及び氏名 ）

補助金の交付を受けたいので、坂戸市認知症カフェ事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 構成員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

坂戸市認知症カフェ事業補助金交付・不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

坂戸市長



年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、坂戸市認知症カフェ事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付・不交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 不交付の場合の理由

様式第 3 号（第 9 条関係）

坂戸市認知症カフェ事業完了報告書

年 月 日

坂戸市長 あて

報告者 住 所

氏 名

電話番号

（ 団体にあっては、団体の名称
並びに代表者の住所及び氏名 ）

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助対象事業が完了したので、坂戸市認知症カフェ事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書及び領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第10条関係）

坂戸市認知症カフェ事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

坂戸市長



年 月 日付けで完了報告のあった補助対象事業について、
坂戸市認知症カフェ事業補助金交付要綱第10条の規定により、交付する補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第 5 号（第 1 1 条関係）

坂戸市認知症カフェ事業補助金交付請求書

年 月 日

坂戸市長 あて

請求者 住 所

氏 名

電話番号

（ 団体にあつては、団体の名称
並びに代表者の住所及び氏名 ）

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった補助金
について、坂戸市認知症カフェ事業補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定に
より、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

上記金額を下記の口座に振り込んでください。

金 融 機 関 名	銀 行 信用金庫 農 協 支店
預 金 種 別	普通 当座
口 座 番 号	
フリガナ	
名 義 人 氏 名	